

V. 實現化方策

1. パートナーシップのまちづくり

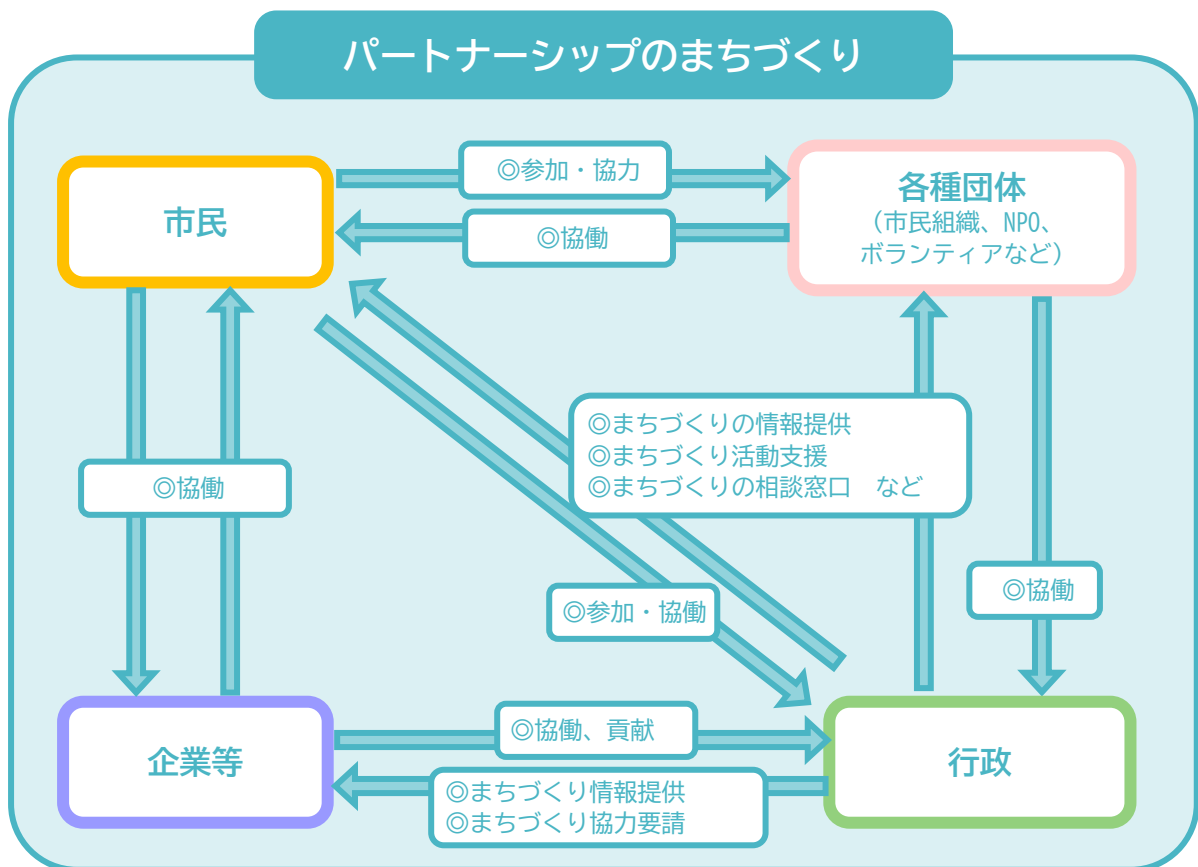
1-1 各主体協働のまちづくりの推進

● 多様な主体の参画と連携によるパートナーシップのまちづくり

まちづくりには、住み、働き、学び、訪れる人など、本市を舞台として暮らし、活動する多くの人々や企業・団体が関わっています。

この「都市計画マスタープラン」に示したまちの将来像や様々な方針を実現させていくためには、市民、企業・団体、行政などの各主体が、市や地域に対する共通の認識と目標をもちながら、協働関係（パートナーシップ）を結び、それぞれの役割と責任を分担した協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

市民（住民）は、自らのまちに愛着と興味をもって、まちづくりに主体的に参画していくことが求められます。企業・団体などは、自らの活動を通してより良いまちに変えていくよう、まちづくりへの積極的な協力、貢献が求められます。行政は、市民や企業などに対して、まちづくり情報の提供、まちづくり意識の醸成、市民参加の推進、まちづくり活動への支援などに積極的に取り組んでいきます。



■ パートナーシップのまちづくり運営

● 各主体の役割

【市民の役割】

- ・自らのまちは自らの意思でつくるという意識で、まちづくりへ主体的に参画する。
- ・地域に生活し、地域をよく知る市民が、地域の課題や特性を十分に把握し、自らまちの将来を考え、実現に向けて、行政や企業・団体などと協働して、まちづくりに取り組む。
- ・まちの将来像や目標を共有し、具体的なまちづくりを計画的に進めるために、地域のまちづくりの計画策定等に主体的に関わっていく。

【各種団体】

- ・NPO、町内会・自治会など各種団体、市民組織は、それぞれの役割、責任などに応じて、市民、企業、行政などと連携・協力してまちづくりに参画、協働する。
- ・まちづくりへの積極的な協力や創意工夫により地域に貢献する。

【企業】

- ・まちづくりへの積極的な協力や創意工夫により地域に貢献する。
- ・地域社会の一員として、市民、行政などと地域の将来像を共有し、地域のまちづくりに資するような活動（開発、事業など）を行う。

【行政】

- ・取り組むべきまちづくりの計画や事業を、市民参加を図りながら進めていく。
- ・都市計画マスタープランに基づいたまちづくりを推進するため、市民等に必要なまちづくりの情報、技術などを提供し、支援するとともに、市民や企業などの発意や提案を受け止め、実現化のための事業・制度の活用、導入を図る。
- ・市民参加のまちづくりを進めるための体制、仕組みを整える。
- ・国、東京都、隣接自治体、公的事業主体などの多様な主体と連携・協力を図る。

1-2 民間活力の導入促進

少子高齢化が進む中で、まちづくりにおいても、既存ストックの有効利用や選択と集中による効果的な都市整備を進めていきます。

財政負担の軽減と公的な不動産の有効活用の観点から、公共施設の整備と管理・運営などにPFIを活用する等、民間の資金力やノウハウを活用した公民連携による効果的な連携事業を推進します。

1-3 まちづくりの担い手の育成・支援

市民主体のまちづくり活動を活発にし、支援するため、まちづくりの情報提供や意識の醸成をはじめとして、まちづくりの担い手の育成やまちづくり活動の支援を図ります。

まちづくりの情報提供については、広報あきる野、市のインターネットホームページやSNSなどを活用し、きめ細かな情報の提供を行います。特にホームページについては、簡単に情報の検索や入手ができる特性を生かし、まちづくり施策の紹介や各種事業の進捗状況の掲載を行うなど、市民に有益な情報提供を進めます。

2. 地域のまちづくり

2-1 地域特性を生かした地域主体のまちづくり

地域の特性や市民ニーズに対応したきめ細かなまちづくりを進めていくためには、各主体が自らのまちに愛着と興味を持ってまちづくりに参画していくことが不可欠です。

地域のまちづくりを進めていくため、本計画の「地域別まちづくり方針」等に基づいて、パートナーシップのまちづくりを促進します。

きめ細かなまちづくりを進めるためには、市民、事業者、行政など、地域のまちづくりに関わる主体が、まちの将来像や目標を共有し、各主体が責務を十分に認識し協働して、具体的なまちづくりの計画をつくっていくことが望まれます。

● 地域のルールづくり

地域のまちづくりの計画の実効性を高めたり、新たな開発や既存のまちの環境保全などを図るため、地区計画等を活用した、地区単位のまちづくりのルールづくりを促進します。

また、市民等によるまちづくりを都市計画に反映させる「都市計画提案制度」の活用を図ります。

| 地区 | 面積 |
|-----------|----------|
| 小峰・留原地区 | 約 18.6ha |
| 秋川駅北口地区 | 約 52.6ha |
| 森山下地区 | 約 4.4ha |
| 雨間地区 | 約 26.8ha |
| 武蔵五日市駅前地区 | 約 3.1ha |
| 二宮地区 | 約 24.1ha |
| 原小宮地区 | 約 16.3ha |
| 南小宮地区 | 約 3.6ha |
| 武蔵引田駅周辺地区 | 約 38.0ha |
| 初雁地区 | 約 7.9ha |

■ 地区計画一覧（決定済）

2-2 地域主体のまちの運営・維持

● エリアマネジメントの推進

まちづくりが進み、既存ストックを有効活用し、これからの地域の持続可能な発展と良質な地域の資産を維持していくことが重要です。これまでの都市基盤等の整備の視点だけではなく、その維持、管理、運営を地域が主体となり、マネジメントしていくことが求められます。

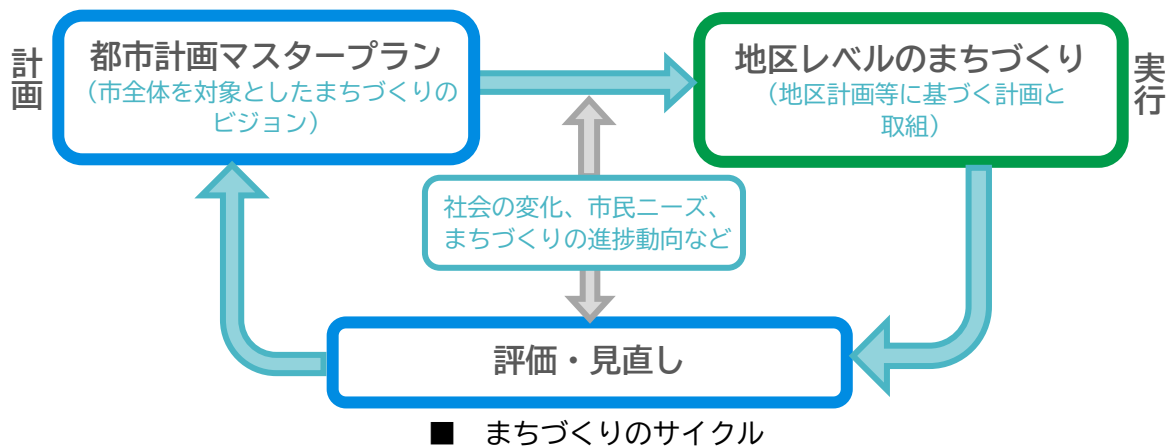
このため、快適で魅力的な環境の創出、美しい街並みの形成、安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティ形成などに、地域の主体的なマネジメントの取組やマネジメント組織の形成を促進します。

3. 計画の実現に向けて

3-1 評価と見直し

まちづくりを具現化していくため、本計画に基づき、地区を対象として、より具体的なまちづくりの計画の立案や各種事業を計画的に推進していきます。実施施策や事業の進捗状況の管理、事業効果などについて評価・検証し、計画的かつ効率的な事業進捗を図ります。

都市計画マスタープランも、長期的な視点を維持しつつ、まちや社会の変化や市民ニーズなどを的確に捉え、柔軟かつ機動的に対応していきます。このため、経年データ等の分析や事業の進捗状況、上位・関連計画の策定や改定、市民意向の把握などを踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを図っていきます。見直しに当たっては、上位計画である「あきる野市総合計画」や「あきる野市国土強靱化地域計画」などの関連計画の今後の改定も踏まえて検討します。



3-2 まちづくりの具現に向けた取組

● 国・東京都や隣接市町村との連携・協力

本計画に位置付けられた「まちづくり方針」により、事業を推進するとともに、国や東京都のほか、隣接市町村、公共交通機関、企業などとの情報交換を行い、本市のまちづくりへの連携・協力を充実・強化していきます。

● 効率的な都市整備と財源の確保

限りある財源を有効に活用し、まちづくりを段階的に効率よく進めていくため、長期を見据えた持続的なまちづくりの推進に向けて、効率的な都市整備と経済基盤を支えるための自主財源の確保に向けた整備を先行して進めます。

また、市民からの要望が強い事業については、国や東京都などの支援を求めつつ、緊急性や優先性の高いものから、順次、取組や整備を進めていきます。

● 庁内体制の確立

「都市計画マスタープラン」の実現に向けた全庁的な取組と体制づくりを進めます。

3-3 国土強靱化への対応

国土強靱化とは、大規模な自然災害等の発生後であっても、国土や経済、地域社会が、致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものです。

このため、大規模自然災害等に対する脆弱性や速やかに回復するしなやかさに対応するため、自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、市民、事業者、行政などが適切に連携するとともに、本計画の「全体まちづくり方針」等に基づいて、安全・安心で「強靱」なまちづくりを進めます。

あきる野市国土強靱化地域計画に示されている推進目標（事前に備えるべき目標）と本計画の全体まちづくり方針の分野との主な対応は次表のとおりです。

| あきる野市国土強靱化地域計画の推進目標 (事前に備えるべき目標) | 本計画の全体まちづくり方針の分野 | | | | | | | | | | |
|--|------------------|-------------|---------------|---------------|-------------|--------------|-----------|---------------|--------------|----------------|------------|
| | 1 土地利用 | 2 交通体系整備 | 3 産業のまちづくり | 4 観光のまちづくり | 5 公園緑地整備 | 6 環境まちづくり | 7 河川整備 | 8 まちの景観づくり | 9 防災まちづくり | 10 福祉のまちづくり | 11 住宅整備 |
| 1 人命の保護を最大限図る | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | | ● | ● | ● |
| 2 迅速な救助・救急、医療活動が行われるとともに、被災者などの健康と避難生活環境を確保する | ● | ● | | | ● | | | | ● | | |
| 3 必要不可欠な行政機能を確保する | ● | | | | | | | | ● | | |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する | ● | ● | | | | | | | ● | | |
| 5 経済活動の機能不全を回避する | ● | ● | ● | | | | | | ● | | |
| 6 被災後の生活や経済活動に必要となる必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる | | ● | | | | ● | | | ● | | |
| 7 制御不能な二次災害を発生させない | ● | ● | ● | | ● | | ● | | ● | | |
| 8 社会・経済を迅速に、そして強靱な姿で復興させる条件を整備する | ● | ● | ● | | | | | | ● | | ● |

■ 国土強靱化地域計画の推進目標と本計画の全体まちづくり方針との対応

※あきる野市国土強靱化地域計画の推進目標と、本計画の全体まちづくり方針における各分野の方針との主な対応を●で示しています。